

(趣旨・目的)

- 1 本指針は、徳島大学(以下「本学」という。)において運用する徳島大学機関リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)の運用指針を定めることを目的とする。

(定義)

- 2 本指針において「リポジトリ」とは、学術情報基盤の充実を図り、本学の学術研究の発展に資するとともに社会に貢献することを目的として、本学において作成された学術研究成果を電子的に収集・蓄積・保存し、学内外に電子的手段により無償で発信及び情報提供するシステムをいう。

(担当)

- 3 リポジトリの管理・運営は、徳島大学附属図書館(以下「附属図書館」という。)において行うものとする。

(登録者)

- 4 リポジトリに学術研究成果を登録できる者(以下「登録者」という。)は、以下のとおりとする。

- (1) 本学に在籍中又は在籍したことのある教職員及び学生
- (2) その他、附属図書館長が認めた者

(登録対象資料)

- 5 リポジトリへ登録する学術研究成果は、以下の要件を満たすものとする。ただし、附属図書館長が認めた場合は、メタデータ(目録情報)のみであっても登録を認めるものとする。

- (1) 本学に関わる学術研究成果であり、本学においてその主要な部分が作成されたもの又は登録者が作成若しくは作成に関わったものであること。
- (2) 原則として電子的フォーマットで作成されていること。
- (3) 法令上、社会通念上及び情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。
- (4) ネットワークを通じて配信できること。

(博士論文の登録)

- 6 平成25年4月以降に学位を授与された博士論文の取扱いについては、以下のとおりとする。

- (1) 論文本文に加え、論文内容の要旨及び論文審査結果の要旨を登録する。
- (2) 論文を公開しないことにやむを得ない理由があると本学が判断した場合は、論文本文に代えて内容の要約を登録する。

(登録)

- 7 登録者は、リポジトリの登録システムを通じて学術研究成果を登録することができる。登録にあたっては、附属図書館職員がその登録作業を代行することができる。

- 8 登録された学術研究成果は、原則として提供された内容をそのまま公開する。ただし、以下の場合には登録者及び附属図書館双方で協議のうえ、一部は公開せず、また、修正のうえ公開することがある。

- (1) 提供された内容をそのまま電子化することが困難である場合。
- (2) 人物の写真など、そのまま公開することで他者の権利を侵害するおそれがある場合。
- (3) その他、附属図書館長が特に認めた場合。

(利用)

- 9 附属図書館は、以下の方法によりリポジトリに登録された学術研究成果を利用する。

- (1) 当該学術研究成果を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
- (2) ネットワークを通じて無償で公開する。

(3) 保存及び利用可能性の維持のための複製し、媒体変換を行う。

(学術研究成果の削除)

1 0 附属図書館は、以下の場合リポジトリに登録された学術研究成果を削除することができる。

(1) 登録者が削除の申請を行い、それを附属図書館長が認めた場合。

(2) 内容が著しく不適切である等の理由による場合。

(3) その他、附属図書館長が認めた場合。

(利用許諾・著作権)

1 1 学術研究成果の著作権が登録者のみに帰属している場合、登録者は、附属図書館に対して上記9に掲げた利用を無償で許諾するものとする。

1 2 学術研究成果の著作権が登録者を含め複数の者に帰属している場合、登録者は、上記9に掲げた利用を無償で許諾することについて、他の著作権者から同意を得なければならない。

1 3 学術研究成果の著作権が登録者以外に帰属している場合、登録者は、上記9に掲げた利用を無償で許諾することについて、著作権者から同意を得なければならない。なお、著作権者があらかじめ許諾の方針を示している場合にはこれを要しない。

1 4 学術研究成果がリポジトリに登録された後においても、著作権は、著作権者の元に留保される。

(免責)

1 5 附属図書館は、登録資料の公開にあたり、利用者に対して利用条件(著作権法を遵守することなど)について注意を喚起する。その上で登録資料の公開によって発生した損害については、附属図書館は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

1 6 本指針に定めのない事項については、関係者間で協議するものとする。

附 則

この指針は、平成22年11月9日から施行する。

附 則

この指針は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成25年12月5日制定)

この指針は、平成26年1月1日から施行する。